

### 1 計画の趣旨

- (1)趣 旨：国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針を定める
- (2)策 定 根 拠：国民健康保険法第82条の2（平成30年4月1日施行）
- (3)対 象 期 間：平成30年度～令和5年度までの6年間（平成29年12月策定）  
対象期間中であっても国保を取り巻く環境の変化に応じて必要があると認められるときは、見直しを行う。

### 2 現行の運営方針の主な記載事項

- ・ 市町村国保の現状と課題
- ・ 医療費及び財政の見直し
- ・ 市町村における保険税の標準的な算定方法等
- ・ 県と市町村の歳入・歳出両面における取組 等

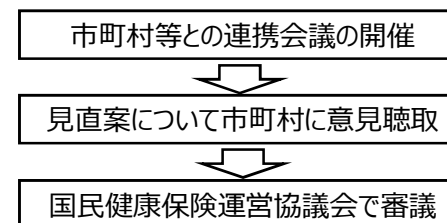
### 3 見直しの内容

国から示された運営方針の策定要領の改訂（R2.5）に基づき、以下の内容について見直しを行う。

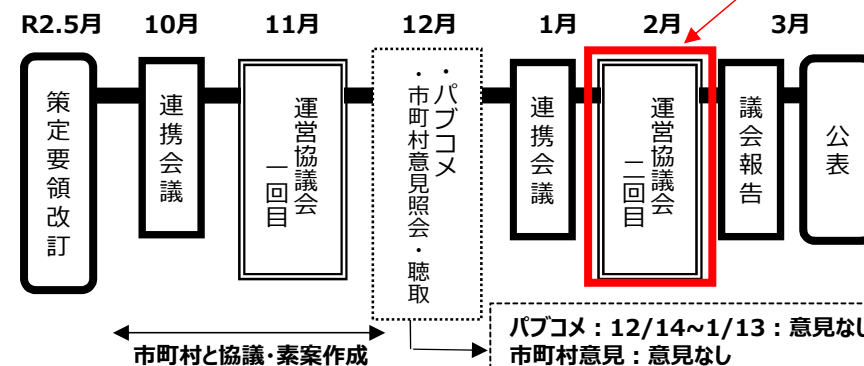
- ・ 保険料水準の統一について  
⇒将来的には保険料（税）水準の統一を目指す方向で議論。引き続き市町村と課題を検討。
- ・ 決算剰余金の活用方法について  
⇒決算剰余金の一部を基金に積立て、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備える。
- ・ 赤字削減・解消計画に関する取組について  
⇒市町村ごとに赤字要因の分析及び法定外繰入れの状況の公表（見える化）を進める。
- ・ 医療費適正化の取組について  
⇒データヘルスの推進や糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化予防の推進を強化する。  
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を支援する。

### 4 見直しの体制

市町村と協議や見直し案の意見聴取を行い、国保運営協議会の審議を経て決定



### 5 見直しのスケジュール



## パブリックコメント実施状況

### 1 実施期間

令和2年12月14日(月)から令和3年1月13日(水)

### 2 実施方法

#### (1)公表資料

- ・大分県国民健康保険運営方針見直し(素案)の概要
- ・大分県国民健康保険運営方針見直し(素案)の新旧対照表
- ・大分県国民健康保険運営方針 現行(全文)

#### (2)閲覧方法

県庁ホームページ、国保医療課(県庁舎別館8階)、大分県情報センター(県庁舎本館1階)、  
地区情報コーナー11カ所

#### (3)募集方法

住所、氏名、電話番号を明記の上、①郵送、②ファクシミリ、③電子メールで国保医療課に提出

### 3 提出意見件数

意見なし

## 市町村意見照会実施状況

### 1 照会について

国民健康保険法第82条の2第6項の規定に基づき、令和3年1月8日付国医第930号において、各市町村へ意見照会を実施

### 2 照会結果について

意見なし

大分県国民健康保険運営方針の見直しについて 前協議会における主な意見及びその後の対応

番号	項目	意見	対応
1	保険料水準の統一	保険料の統一は、非常に難しい問題であるので、次の運営方針の改定までに、最終的に何を定めるのかということを決めて、逆算する形でロードマップを作っていくべき。	ロードマップ作成に向け、今後、市町村とともに協議を進めていく。 現在は、ロードマップにどのような項目を記載するか市町村と協議を行っているところ。来年度以降にその項目ごとにどのくらいの期間が必要かについて、市町村とともに検討を行う予定としている。
2	保健事業について	協会けんぽ大分支部の30年度健診受診率等は全国的にも非常に高いが、有所見者の健診後の医療機関受診率は全国ワースト1。これらが、人工透析の多さや一人当たり医療費の高さにつながっているのではないかと思い、情報提供する。早期受診が必要な被保険者や治療中断者への受診勧奨が重要になるため、県や関係者と一体的に取り組んでいきたい。見直しの素案でより明確化され非常に効果的と考える。	国保加入者だけでなく、大分県保険者協議会を通じて、各保険者の一層の取組推進につなげていく。